

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		豊島区個人情報保護審議会 (令和 7 年度 第 1 回)
事務局(担当課)		政策経営部 区民相談課 行政情報グループ
開催日時		令和 7 年 1 2 月 1 7 日 (水) 午前 9 時 5 8 分～午前 1 0 時 5 5 分
開催場所		豊島区役所本庁舎 9 階 第一委員会室
議 題		報告事項 (1) 豊島区個人情報保護審議会条例施行規則の制定について (2) 再委託における個人情報保護対策について (3) 住民基本台帳ネットワークシステムの実施状況について (4) 行政情報公開及び個人情報開示の実施状況について (5) 保有個人情報の漏えい等について
公開の 可 否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 傍聴人数 1 人
	会議録	☐ 公開 ☐ 非公開 ☒ 一部非公開 (理由) 豊島区行政情報公開条例第 7 条 (2) に該当するため
出席者	委 員	村山 健太郎 (会長)、大山 雄健、紙子 陽子、前川 浩輝、 松尾 剛行 計 5 名
	説明者	政策経営部長、情報政策課長、区民相談課長、区民相談担当係長 (行政情報)、契約管財課長、総合窓口課長
	事務局	区民相談課長、区民相談担当係長 (行政情報)

1 開 会

政策経営部長挨拶

2 委員委嘱

① 委嘱状交付

② 委員及び区側の出席者の紹介

③ 会長の選任

豊島区個人情報保護審議会条例第5条第2項の規定により、委員の互選によって選出
村山委員が就任

④ 村山会長挨拶

⑤ 職務代理の指名

豊島区個人情報保護審議会条例第5条第4項の規定により、会長が職務代理を指名
村山会長が紙子委員を指名

⑥ 会議録の作成方法について

- ・豊島区個人情報保護審議会条例第6条第4項に基づき会議は公開とする。
- ・会議録は会長、区側の説明者の発言は明記。その他の委員の発言については、毎回発言順に
A委員、B委員、C委員と表記し、個人名については記載しない。

3 議事

【令和6年度第1回豊島区個人情報保護審議会関連】

《資料 報告1について事務局より説明》

○報告1 豊島区個人情報保護審議会条例施行規則の制定について

- ・前回の「令和6年度第1回豊島区個人情報保護審議会」の議事報告から始める。
- ・これまでは諮問事項がないと審議会を開催することができない状況であり、諮問事項がない
年が続くと諮問が必要な場面で情報が不足するおそれがあり、審議会の意見を得る機会が失
われる可能性があったため、施行規則を作成した。規則を定めることで、報告のみの場合でも
審議会を開催できることとした。
- ・条例第2条及び第9条の規定に基づき審議会に関する必要な事項を定める。区長は、個人情報
保護制度の実施状況等について審議会へ適宜報告する。

《資料 報告2について事務局より説明》

○報告2 再委託における個人情報保護対策について

- ・前回の審議会において、「個人住民税賦課徴収に関する事務」の特定個人情報保護評価につ
いて、基幹システム標準化に向けた重要な変更に伴う評価の再実施について、第三者点検とし
て諮問。

その際、基幹システムの運用保守の再委託について、従前の「再委託しない」から「再委託
する」に変更したことを報告した結果、複数の委員の皆様より以下のようなご意見を頂いた。

- ① 再委託の妥当性の判断はどう行っているか。
- ② 再委託の事例を公表し、事後の検証体制を整えているか。
- ③ 審議会です再委託を事後確認できる機会を設けているか。
- ④ 再委託を広く認めると外国企業へ再委託される懸念が生じないか。

⑤ 再委託せず直接委託することは可能か。

これについて、ご意見の①番から③番について、契約管財課と区民相談課に分けて説明を行い、その後④⑤番について続けて説明する。

○ご意見①～③について

《資料 報告 2－1 について契約管財課長より説明》

・豊島区の再委託の運用ルール、現状のルールの説明を行う。

再委託の内容の公表についてのルールは、豊島区では現在、契約件名・相手方・再委託内容等に関しては非公表としている。理由としては、情報漏えいのリスク低減や受託事業者の特定の取引関係を秘匿するといった観点から非公表という取扱いになっている。

参考到他区の状況、本日に向けて確認できる範囲で確認したところ、特別区 22 区、豊島区以外のうち 20 区は、少なくとも非公表の取扱いをしている。

残りの 2 区については、期日までにお答えいただけなかったため、公表しているということが確認できているわけではないという状況である。

・手続の流れについては、主管課において再委託承諾申請書など、関係の書類を委託事業者より受領、その後、内容を確認した上で、主管課が再委託可能と判断されれば、契約管財課に再委託に関する協議というものが依頼される。契約管財課にて協議を行う際、報告 2－1 の別紙の再委託チェックシート兼確認票を用いて協議を行う。項目の①番、契約の使用上、再委託が可能になっているか、②番、再委託協議の内容、範囲が明確になっているかなどといったことを主管課が確認しているかということ、このチェックシートを基に、契約管財課で確認をしているというものである。

次に、主管課にて再委託承諾に係る決裁を行う。その際、契約管財課長も改めて決裁のルートに入り、きちんと主管課のほうで確認して、決裁を取っているということを確認している。

これらの手続を経た上で、事業者へ再委託承諾書を交付し、再委託の手続が進んでいくということになっている。

資料の右下に参考として、契約委託の契約件数と、そのうち再委託があった件数、年度ごとに記載をさせていただいている。令和 5 年度 13.8%、令和 6 年度 13.7%、令和 7 年度については 11 月 27 日現在で、14.3%の契約に再委託が行われているという状況である。

《資料 報告 2－2 について区民相談課長より説明》

・個人情報を取り扱う委託の場合、主管課にて委託先の実施体制やセキュリティ要件、個人情報の管理状況についての検査に関する事項の確認を行うこととしている。それは再委託の場合も委託先を通じて、同等の確認を行っている。

具体的には、令和 5 年度に豊島区個人情報保護審議会で諮問し、ご審議をいただいた結果で規定をした「業務の委託に係る個人情報の安全確保のために守るべき事項」という要綱で定める様式を参考とし、その内容を確認する運用としている。

報告 2－2 の資料は要綱、守るべき事項として定めたものから抜粋させて頂いたものである。

まず、責任者及び業務従事者の管理及び実施体制報告書が別紙 2 になっている。また別紙

3、こちらは外部委託先に関するセキュリティ要件のチェックシートとして、先ほど契約管財課とは別の観点でチェックをさせていただくものとなっている。別紙4-1、個人情報取扱状況の確認書（実地検査）などといった、それぞれのチェック項目で、安全体制を確保しているという状況である。

○ご意見④について

《事務局より説明》

・外国へ情報が流出する場合、外国の保護制度を把握し安全管理措置を講じる。区では令和5年度より「個人情報保護事務の手引き」により「外的環境の把握」の項目を定め、外的環境の把握をせずに外国での取り扱いとなるような事態がないよう安全管理を確保している。このたび、ご意見を受けまして、より確実な理解を促すために、全庁周知を改めてさせていただきたいと考えている。

○ご意見⑤について

《資料 報告2-3について事務局より説明》

・再委託業務の内容については、課税資料イメージ管理システムにおけるガバメントクラウド環境への構築・データ移行及び環境設定という内容。

再委託業務の内容の課税資料イメージ管理システムとは、個人住民税の賦課において、適正かつ公平・公正な課税を行うために、確定申告書や給与支払報告書等の課税資料の画像イメージ化を行い、システム上でそれぞれの資料を画像イメージで閲覧することができるシステムとなっている。税標準準拠システムの中に、そのイメージ管理システムが、一体化して入り込んでいるというイメージである。

・税賦課の実務上、課税資料を頻繁に参照するためにイメージシステムの機能は必須であるが、税標準準拠システムの開発事業者である委託先はイメージシステムを独自開発していない会社であるため、別事業者が開発したイメージシステムを税標準準拠システムの一部として提供されているという状況である。

・再委託企業については、本店所在地は、海外ではなく東京都内にある。企業概要としては、税標準準拠システムの開発元である委託先事業者と従来から協力関係にある日本企業であり、イメージシステムの開発元である。また、本再委託に当たり、再々委託は行わない予定。

・再委託が必要な理由としては、税標準準拠システムの下位システムである課税資料イメージ管理システムにおけるガバメントクラウド環境への移行・環境設定及びデータ移行に精通した知見等は、イメージ管理システムの開発元が保有している。環境設定及びデータ移行を最も正確かつ迅速に行うためには、一体となったシステムを開発している業者が作業内容・手順等を直接確認・指示できる体制を取ることが最適であると考えたため、上記委託先への再委託に合理性があると考え、このような状況にいたった。

・取り扱うデータ項目としては、個人番号を含む氏名、住民番号、生年月日のほか、イメージシステムで保有する全ての個人情報となっている。

会 長：ありがとうございます。こちらで全体の説明が終わったということでよろしいです

ね。では、まず、ご説明を整理しますと、この委員からご意見の①から⑤への対応関係としては、1から3番までの対応としては、事後的に確認できる機会の提供ということ

は現時点では行われていないけれども、事前の確認を適切に行っているので、直ちに問題が生じるわけではないというご説明でした。

4 番目、外国の企業に再委託される懸念については、外国の企業に再委託されることはあるけれども、豊島区のほうで外的環境の把握をしている。つまり、その外国において、日本と同等の個人情報等の情報に関する安全管理体制が取られているかどうかを区で確認しているので、そのような同等の安全管理体制がないところに対しては、再委託が行われないように措置しているので問題ないというふうなご趣旨ですかね。

事務局：現在、私どもとしては、外国において取り扱われる事案はないという風に考えております。

外国において取り扱われるような事案があった場合には、外国の法律を私たちは外的環境把握をして、しっかり問題ない体制をつくれることを確認した上で、やらなければならないと考えております。しかし、そこまでやれるような状況になっていないのが実態であり、そういう事案の相談も受けていないため、事案自体まだないと認識しております。

今後、各課が認識不足で勝手にやってしまったりすることがないように注意喚起を行いたいと考えているというのが、今回のこちらの説明の趣旨です。

会 長：分かりました。現時点では、外国に所在地がある企業に対する委託は行われていないということでよろしいでしょうか。

事務局：はい、ないと認識しています。

会 長：外資系に対する委託もないということでしょうか。

事務局：外資系の企業であっても、日本に本社があったり、支社があったりとかで、日本のオフィスの中でその事務が取り扱われるような場合というのは、日本においての取扱いとみなすと、調べた結果判断しております。

会 長：当然、日本の個人情報保護法などが適用されるので、そのような理解ということだと分かりました。ありがとうございます。

最後の再委託とせず、直接委託することはできないのかという議論に移ります。

情報政策課長：すみません。少し補足をさせていただきますと、今、委託の関係でということろで言うと、そうした外国企業等への委託というのは、基本的にないと想定をしているというお答えをさせていただきましたが、区のほうでは、委託関係に基づかない形で外部サービス、いわゆるクラウドサービス等を利用しているという形態もあります。これは委託という形でなくて、事業者さんが提供する約款に基づいて、サービスを利用するということの関係性がございまして、委託契約という範囲から外れるということろでございまして、こういったものに関しましては、区のほうでクラウドサービスの利用判断に当たって必要なガイドラインというのを定めてございます。その中で、外部サービスを利用する際に、事業所の所在地はどちらにあるか、これは国内であればどこなのか、国外であれば国名をしっかりと確認をするというルールは定めているということろもございまして、また、その事業所の所在地だけではなくてデータの保存先、いわゆるサーバーがどこにあるのかということろに関しても、設置場所というのをしっかりと確認す

審 議 経 過

No.5

るようにということは求めていますというところでございます。委託のほうも、それに準じた形でしっかり確認を、もしあればしていただくという前提には立つんですけども、委託に含まれない、そういう直接的な利用契約には基づかないものについては、明確にそういうようなルールを定めて、国内にデータが保存されるのか、国外にデータが保存されることがあるのかというのを確認はしているというところでございます。

会 長：分かりました。ありがとうございます。

この件については、後ほど、委員の先生方にもご議論いただければと思います。

最後の再委託とせず、直接委託することはできないのかということについては、税標準準拠システム移行業務委託に関しては再委託する必要性が、おおむね適切に説明されていたかとは思われます。

それでは、委員の先生方から、以上の前回の個人情報保護審議会において出された①から⑤に対する当面の対応に関するご回答に関して、委員の先生方から何かございますでしょうか。D委員、よろしくお願いいたします。

D委員：ご意見④の（２）外国への情報流出対策についてというところで、今ご説明いただいたように、現時点では、外国に対する委託・再委託に伴う個人情報等が外国において取り扱われる場合はないのだというご説明でございましたけれども、豊島区のほうでは、住民をはじめとする重要な情報、特に個人情報等を取り扱っていらっしゃる。そういう状況の下で、特に最近は経済安全保障等の観点からも、本当に情報というのを外国で取り扱うことが適切なのかというところが、民間企業ですら厳しく問われるところ、特に公的な豊島区等においては、よりその厳しい目で見られているというところは十分ご理解いただいていると思いますが、再度確認させていただきたいと思います。

その前提の下で、同時に、特にクラウドサービス等では、気軽に個人情報等が外国のサーバーにアップロードされてしまうという事態が生じかねないというところでございます。

先ほど、全庁周知ということがございましたが、こちらは委員会の要望というふうを受け止めていただければと思いますけれども、やはり、あまり理解をしていない職員がもしいて、あまりこのようなルールについての把握をせずに、気軽に区民等の個人情報を外国のサーバー等にアップして見てしまうみたいな、そのような事態が生じてしまうとやはり問題が大きいと思いますので、そういうことがないように、皆様のほうで十分に効果的な、実効的な全庁周知をしていただくようお願いしたいと思います。

会 長：具体的な全庁周知というのが、単に周知しましたというだけではなくて、区の職員が適切に理解できる形での周知や、ある程度具体的な事案を想定した上で、ある程度詳細な説明を付加した形での全庁周知というのが適切かと思われそうですが、この点につきまして、全庁周知のやり方などについて事務局のほうからございますでしょうか。

事務局：今、D委員や会長よりご指摘のありました点につきましては、今後、先生方のご意見を頂戴してつくった守るべき事項のチェック項目の見直しや具体的な事案を示すなど、他自治体の状況など確認しつつ、安全面で、こういったリスクがあるといったことが併せて報告できるように、全庁にしっかり周知を図っていきたいと考えています。

会 長：ありがとうございます。実効的な全庁周知というふうなことを行っていただければというふうに思います。

その他、委員の先生方から、いかがでしょうか。C委員、お願いいたします。

C委員：意見というよりも参考にとということで、区取組としては、今回の方向性というのは間違っていないのかなと思っているんですけど、国取組について共有させていただきましても、国については②のところ、公表するということをデジタル庁が始めたところ。時差があるんですけども、ホームページ上で、どこに契約したか、再委託者もどこなのかということを公表しているということが実態がございますので、まず、23区を比べると、ほとんどしていないということではございますけども、国のほうは開始しているということでございます。

あと、④です。再委託を広く認めると外国の企業に再委託される懸念があるということなんですけど、これは非常にホットな話で、国も実はこれで頭を痛めています。

これについては、全省的な取組というより、各省で取組が始まっているんですけど、報告資料2-2の実施体制の報告がありますけど、ここに役職名と氏名がありますが、国は、ここに国籍を載せるようになってございます。それで把握、人々の国籍を把握するということを努めているということです。国はWTOの政府調達案件の対応協議案件をしないといけませんので、それもあるんですけども、そういった対応をしているところということを共有させていただきます。

会 長：ありがとうございます。まず、1点目の再委託された事例の公表ですが、豊島区の説明としては、受託事業者の特定の取引関係秘匿等の関係から非公表ということですが、こちらは再委託された事例をデジタル庁などがやるような方法で公表することに関して、豊島区としては特別な不都合というのがあるというふうな認識ですかね。

契約管財課長：デジタル庁が現在どのように公表しているか、把握できておりませんので、区として同様の形で公表するということに何か差し障りがあるのかということは、現時点で判断できていないところでございますが、併せて例えばデジタル庁が公表した理由、なぜ公表するようになったかというところが、豊島区としても必要なことであるかどうかということも併せて検討して、公表をするかどうかというのは検討していく必要があるというふうに、今現時点では認識しているところです。

会 長：分かりました。ありがとうございます。

再委託がされた事例の公表ですけれども、公表のやり方として、具体的な企業名等まで出さずに、典型的に事例を、例えば当審議会などで報告されるというふうなやり方や、様々な公表のやり方などが考えられると思いますので、国や他自治体の状況なども考慮しながら、適切な事後的な検証の在り方というふうなことについても、引き続き検討していただければと思います。

それから外国の企業への再委託ですが、国のほうで実施体制等報告書の様式に、国籍の記載などを加えるということのようなんですけれども、豊島区としては独自の判断として、要は国のような機密に関わる例えば防衛や外交に関わるような情報というのが少ないので、むしろ外国の企業を積極的に排除するというわけではないなどの独自の方法を

審 議 経 過

No.7

取ろうというふうに考えているのか。それとも、そうではなくて、国などと足並みをそろえて、国籍についても把握するというふうな方向性で考えているのか。その辺りについて何か方針などあればご説明いただきたいと思います。

事務局：国と自治体が違うところは、国防の観点だと考えており、その点では国は国籍要件必須というところはあるかと思います。一方、区は多文化共生をうたっている側面もあり、豊島区は23区の中でも、かなり外国人が多い区であるため、外国人だからという事のみを以て排除するのは、なかなか難しいと考えております。ただ、安全性の担保をどのようにしていくかという方法をしっかり検討していきたいと思います。

会 長：分かりました。ありがとうございます。

国の動向や他地方自治体の動向を見ながら、こちらにつきましても、国籍の把握等については今後の課題になるというふうなことで、もちろん、区が独自性を発揮するというふうなことが完全に否定される分野でもないかと思いますので、適切に豊島区の実情に合わせた対応をご検討いただければと思います。

そのほか、先生方から本件に関しまして、何かご質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(な し)

会 長：それでは、この二つの報告事項につきましては以上にさせていただきたいと思いますので、本日の議論を踏まえて、区のほうでも、より適切な個人情報の再委託における取扱いというふうなものをご検討いただければと思います。

それでは、次の報告をお願いしたいと思います。

事務局：恐れ入りますが、契約管財課及び税務課、また政策経営部長は、ここで退席とさせていただきます。

(退 席)

それでは、続きまして、定例報告に移らせていただきます。

報告3、住民基本台帳ネットワークシステムの実施状況についてでございます。

こちらは、前身の豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会におきまして、平成15年1月24日付、14答申第5号でご承諾いただきました、豊島区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する条例第13条第2項に基づき、審議会に報告を行うものでございます。

それでは、区民部総合窓口課長より、ご報告させていただきます。

《資料 報告3について総合窓口課長より説明》

・「住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している既設ネットワークに関する調査表による自己点検」の実施について、住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ強化の一環として、平成14年度から「住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している既設ネットワークに関する調査表」（以下「チェックリスト」）によって、自己点検を市区町村で実施している。令和7年度においても、総務省より都道府県宛にチェックリストによる自己点検及びシステム運営監査を実施する旨の通知があり、豊島区でも住基ネット利用において全て自己点検を実施して、令和7年8月に国に報告したところである。

チェックリストの主な項目として、以下5点を記載。

体制、規程等の整備。機器設置のセキュリティ環境及び入退室管理。システムのセキュリティ対策等管理。既存システムとの接続状況。マイナンバーカードの管理。以上のものが主な項目である。この5つのカテゴリーによって、全135項目について、回答の根拠を具体的に文章で記載し、国の評価基準に沿って評価を実施した。点検結果全てに回答番号3を満たしている状況である。

下の表に回答番号0から3の内容について記載。3番は運用しており、定められた手順について、関係する職員に周知もされており、かつ、適切に運用されているという評価基準である。

豊島区の総平均点を下記の表に記載し、今回、令和7年8月は平均で3点。前回は3点を取っている。

・資料2 C Sルームの入退室状況について。

先ほどのチェックリストの主な項目で入退室管理というものがあったが、こちらはコミュニケーションサーバーといって、設置されている重要機能室については、管理者による入退室の管理が徹底され、入退室台帳が整備されている。

国のチェックシートにも記録することとなっているので、住基ネットセキュリティ会議で報告させていただいている。

延べ入退室人数で、1, 192人となっている。期間は、令和6年度ですが、平成29年度から令和6年度までの状況を記載、月別の状況は、下の表のとおり。

主な入退室理由は、職員については、CSのログチェック、またバージョンアップ作業、データの取込み等である。ベンダー等業者の入退室の理由は機器メンテナンス作業や、CSサーバーの点検・作業、また、ディスク交換やネットワーク作業なども行っている。合計で職員が321名、ベンダー等の入退室が871名、総合計は1, 192名となっている。

・資料3について。

令和6年度のマイナンバーカードの交付及び利用状況

平成28年1月からマイナンバーの発行が開始されたことに伴い、住基カードの発行は平成27年12月で終了している。有効期限は10年となっているので、本年、令和7年12月末をもって有効な住基カードはなくなる。

23区マイナンバーカードの交付状況について、人口が令和6年1月1日時点で29万4, 644名。申請者数が35万1, 441名で、交付数は28万1, 947名で、交付率は対人口に対して95.7%となっている。こちらは累計の数字のため、増えていくようになっている。

コンビニ交付による証明書の取得枚数についてですが、住民票、印鑑登録証明、税証明と、豊島区は3種類、コンビニ交付ができるようになっている。令和6年と令和7年の9月30日時点と比べると、こちらの表のようにになっているが、コンビニ交付は順調に増えており、特に印鑑登録証明については、総発行数の半数以上がコンビニ交付で取得されているような状況である。

会 長：ありがとうございます。報告事項ではございますが、委員の先生方から何かご質問はございますでしょうか。B委員、お願いします。

審 議 経 過

No.9

B 委員：すみません。マイナンバーカードの交付状況の資料 3 のところですけども、申請数とか、再発行も含めた、同じ方も含めた数ということでしょうか。

総合窓口課長：おっしゃるとおりでございます。

B 委員：ありがとうございます。

会 長：実際の申請者数とかを把握するのは、難しいということですかね。非常に労力もかかって難しいということでしょうか。

総合窓口課長：現時点では、難しい状況でございます。マイナンバーカードは、基本的に住民登録地で発行しておりますので、例えば豊島区で交付して、紛失したまま次の自治体に行ったら、またそこで新たになるので、それが他自治体では初の発行になる、そういったこともあるので、今のところ再発行と分けるというのはなかなか難しい状況にありますので、総務省のほうでも、そういった数字は今のところ出されていないように認識しております。

会 長：現実にはどのぐらいの人が持っているかというのは、なかなか把握するのが難しいということですね。

総合窓口課長：こちらの会では毎回同じ表を出していたので、いきなり変わると分かりにくいかなと思って、今の累計の表を出しているんですが、総務省のページでは保有率という形で、パーセンテージは分かるようになっています。豊島区の場合、70%をようやく超えているような状況で、それはやっぱり 1 月 1 日の人口に対して、今持っている有効であるマイナンバーカードを割り返した数字で算出していると聞いております。

会 長：分かりました。保有率が分かって、交付率は資料の継続性というふうな意味でご説明いただいたということになるかと思います。ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の先生方、この件につきましてご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(な し)

会 長：それでは、次の報告をお願いいたします。

事務局：それでは、恐れ入りますが、総合窓口課長はここで退席させていただきます。

(退 席)

《事務局より、以下の資料について説明》

◆報告 4 行政情報公開個人情報開示実施状況報告書

・行政情報公開請求件数は令和 6 年度 491 件で、前年度とほぼ同数である。もっとも多かった請求項目は食品衛生の営業許可、環境衛生の開設届、医療機関関連である。

・保有個人情報の開示・訂正・利用停止請求の処理件数が令和 6 年度 68 件、令和 5 年度 74 件とほぼ横ばいで、主な内訳は各種相談記録、介護関係、住民票関連、生活保護などである。

・その他の資料は添付参照。

◆報告 5 保有個人情報の漏えい事案について

・昨年度は漏えい件数が減少したが、今年度は昨年度と同水準の事故が発生している。職員研修と内部統制の取り組みで再発防止を図る。

会 長：ありがとうございます。情報の漏えいについてはほとんどが過失によるもので、1 件、

審 議 経 過

No.10

4月17日のものだけが不正アクセスというふうなことになるかと思っています。

それでは、この報告の4と5につきまして、併せて委員の先生方から何かございますでしょうか。

A委員：1点だけいいですか。個人情報の漏えいについては、宛名の取違いですとか人的ミスが多いのかと思うんですけども、ダブルチェックの実施というのは、どういう手順で行うのかとか、マニュアルづくりなどはされているのでしょうか。

事務局：各所管ごとにやり方等は異なっているかと思いますが、体制としては確実に取れていると考えてございます。

会 長：よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、その他、何かご質問はございますでしょうか。

(な し)

会 長：ご質問がないようでしたら、これで報告事項については終わらせていただきたいと思います。本日の議題は以上となります。それでは、本日は閉会とさせていただきます。

4 閉会

審 議 経 過

No.11

合 議 結 果	議 事 次の事項について報告された (1) 豊島区個人情報保護審議会条例施行規則の制定について (2) 再委託における個人情報保護対策について。 (3) 住民基本台帳ネットワークシステムの実施状況について (4) 行政情報公開及び個人情報開示の実施状況について (5) 保有個人情報の漏えい等について
提 出 さ れ た 資 料 等	会議次第 報告 1 豊島区個人情報保護審議会条例施行規則の制定について 報告 2 再委託における個人情報保護対策について 報告 2-1 再委託案件の公表、協議ルールについて (契約管財課資料) 報告 2-2 個人情報取扱時の主管課確認事項 まとめ (区民相談課資料) 報告 2-3 税標準準拠システムに関する再委託について (税務課資料) 報告 3 総合窓口課住基ネット報告資料 報告 4 行政情報公開個人情報開示実施状況報告書 報告 5 保有個人情報の漏えい等